



VI

資料

- 1 第6次敦賀市総合計画後期基本計画
(敦賀市再興プラン) 策定経過
- 2 敦賀市総合計画審議会設置条例
- 3 敦賀市総合計画審議会運営要綱
- 4 第6次敦賀市総合計画後期基本計画
「敦賀市再興プラン」諮問文
- 5 第6次敦賀市総合計画後期基本計画
「敦賀市再興プラン」答申文
- 6 敦賀市総合計画審議会委員名簿
- 7 市民意識調査結果の概要

第6次敦賀市総合計画後期基本計画（敦賀市再興プラン） 策定経過

年 月 日	経 過	内 容
平成27年8月17日	庁議	政策体系等の検討
11月16日	庁議	原案等の策定
12月9日 ～12月22日	市民意識調査	敦賀市在住の18歳以上の市民 3,000人を無作為抽出にて実施
平成28年1月15日	庁議	原案等の決定
2月18日	議会説明会	原案等を市議会へ提示、説明
4月15日	第1回敦賀市総合計画 審議会	委員委嘱、後期基本計画諮問 再興戦略1に係る審議等
5月16日	第2回敦賀市総合計画 審議会	再興戦略2、3に関する審議等
6月20日	第3回敦賀市総合計画 審議会	再興戦略4、5に関する審議等
6月13日 ～7月3日	パブリックコメント	市HP上及び各公共施設等にて パブリックコメントを実施
7月11日	第4回敦賀市総合計画 審議会	審議を踏まえた修正原案の提 示 修正原案に関する審議等
7月25日	第5回敦賀市総合計画 審議会	修正原案に関する審議 答申文案に関する審議等
8月17日	後期基本計画答申式	後期基本計画答申

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

敦賀市総合計画審議会設置条例

昭和46年7月12日
条例第17号

(設置)

第1条 本市に、敦賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、敦賀市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、企画政策部に置く。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月31日条例第14号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

敦賀市総合計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、敦賀市総合計画審議会設置条例（昭和46年敦賀市条例第17号）第9条の規定に基づき、敦賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会の設置)

第2条 条例第7条の規定に基づき、総合計画の基本構想に定める基本目標または基本計画に定める重要施策等に即した専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

(部会長および副部会長)

第3条 部会に部会長および副部会長を置き、部会委員の互選により定める。
2 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。
3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、条例第6条の例による。

(顧問)

第5条 審議会に顧問を置く。
2 顧問は、市長が委嘱する。
3 顧問は、審議会の重要事項に関し意見を述べるができる。

(参与および幹事)

第6条 審議会に、審議会の会務を処理するため、参与および幹事若干名を置く。
2 参与および幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
3 参与および幹事は、審議会に出席し、審議事項について説明または意見を述べるができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営の細部に関し必要な事項は、市長がその都度会長と協議し定める。

附 則

この要綱は、昭和55年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

第6次敦賀市総合計画後期基本計画 「敦賀市再興プラン」諮問文

政 第 4 7 2 号

平成28年4月15日

敦賀市総合計画審議会

会 長 井上 武史 殿

敦 賀 市 長 淵 上 隆 信

第6次敦賀市総合計画後期基本計画 「敦賀市再興プラン」
の策定について（諮問）

現在、本市は、地域経済の停滞や人口減少、そして財政状況の悪化等により、まさに難局にあります。

このような中、市民とともに、再び敦賀の魅力と活力を取り戻すことを目指す、「敦賀市再興プラン」の再興戦略等の策定について諮問します。

第6次敦賀市総合計画後期基本計画 「敦賀市再興プラン」 答申文

平成28年8月17日

敦賀市長 淵上 隆信 殿

敦賀市総合計画審議会

会長 井上 武史

第6次敦賀市総合計画後期基本計画 「敦賀市再興プラン」 について（答申）

平成28年4月15日付け政第472号をもって諮問のありましたみだしの
ことについて、慎重に審議を重ね、別冊 第6次敦賀市総合計画後期基本計画「敦
賀市再興プラン」のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたりましては、市民が将来に希望がもてる施策の実現
に向けて、その費用対効果を検証し、本答申に盛られた趣旨を十分尊重すると
ともに、特に下記の事項に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

- 1 「北陸新幹線敦賀開業に向けた受け皿づくり」について
北陸新幹線敦賀開業に向けた受け皿づくりにあっては、市民の意識醸成を
図るとともに、市民、商店街及び関係団体等との官民連携のもと、一丸とな
って、まちづくりを進めること。
特に、イメージ戦略の推進等にあっては、敦賀の歴史文化を前面に打ち出
した展開を図ること。
- 2 「地域経済の活性化」について
地域経済の活性化にあっては、市内の消費需要の喚起を促すとともに、特
に長期的な視点の中で、戦略的に将来の基幹産業の構築を進めること。
- 3 「人口減少対策の推進」について
人口減少対策の推進にあっては、ふるさと意識と愛着を醸成し、雇用の安

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

定化や高等教育等への進学可能性を確保することで、将来にわたる人口流出を抑制するとともに、充実した子育て支援等の本市の特色の周知を図り、人口流入を促進すること。

4 「広域のかつ一体的な経済圏・生活圏の構築」について

広域のかつ一体的な経済圏・生活圏の構築にあっては、専門家及び民間事業者等の意見を踏まえ、ハーモニアスポリス構想を策定するとともに、この実現に向けて圏域内自治体の自発的な取組を促す誘因要素を設計すること。

特に、その構想策定及び執行にあっては、地域経済の活性化を前提とすること。

5 「行財政改革－人口減少社会に対応した行財政への転換－」について

行財政改革にあっては、本市の特色や強みに十分配慮した改革を行うとともに、公共的な役割を担うNPOをはじめとする市民活動団体等の育成や活動に対して積極的に支援すること。

敦賀市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

所 属	氏 名
THAP	碓 望
国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所	石 井 繁 治
敦賀異業種交流会	稲 葉 紘 一
◎ 敦賀市都市計画審議会	井 上 武 史
「敦賀・鉄道と港」まちづくり実行委員会	宇 野 精 浩
福井県立大学	江 川 誠 一
公募委員	奥 野 裕 之
福井県嶺南振興局	北 慶 一
公募委員	木 船 恵 美 子
福井県立大学	桑 原 美 香
公募委員	幸 光 佑 介
国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所	小 池 弥 代
敦賀青年会議所	佐 々 木 真
敦賀市商店街振興組合連合会	新 道 忠 雄
福井大学	鈴 木 奈 緒 子
公募委員	武 内 貴 年
れいなん森林組合	天 藤 広 平
敦賀市漁業協同組合	中 川 貴 博
敦賀美方農業協同組合	中 川 美 香
○ 敦賀市区長連合会	中 村 健 之 輔
公募委員	中 村 幸 恵
公募委員	新 田 和 雄
NPO法人 きらきらくらぶ	林 昇 平
敦賀市商工会議所青年部	松 本 圭 一 朗
敦賀市PTA連合会	丸 岡 樹 善
JR西日本金沢支社敦賀地域鉄道部	道 井 さ お り

※◎…会長、○…副会長

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

市民意識調査結果の概要

- ・平成27年12月実施
- ・市民3,000人対象（市内在住18歳以上無作為抽出）
- ・回収数1,162人（回収率38.7%）

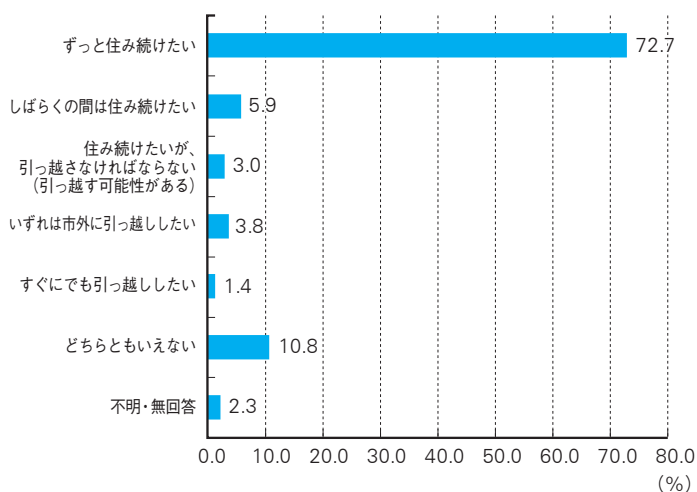
1 定住意向

8割近い方が本市に住み続けたいと考えています。

(1) 全体的な状況

「ずっと住み続けたい」が72.7%、「しばらくの間は住み続けたい」が5.9%となっており、あわせて8割近い方が本市に住み続けたいと考えています。

一方で、「引っ越す可能性がある」が3.0%、「いずれは市外に引っ越したい」が3.8%、「すぐにでも引っ越したい」が1.4%となっており、移住意向がある方は1割弱と低い水準となっています。

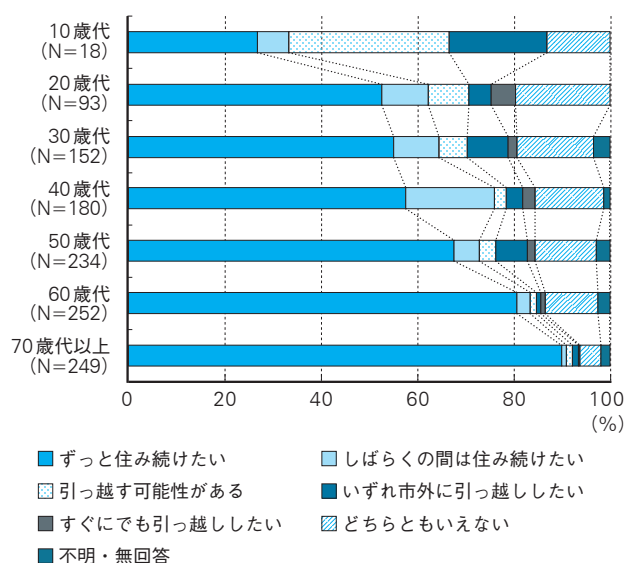


(2) 年齢別の状況

年齢別の状況においては、年齢が上がるにつれ、定住意向が高まる傾向にあります。

しかし、10歳代においては、引っ越す可能性が最も高くなっています。

このことから、人口減少対策において、若年層、特に就職期・就学期にある10歳代の地元就職等の促進が重要となります。

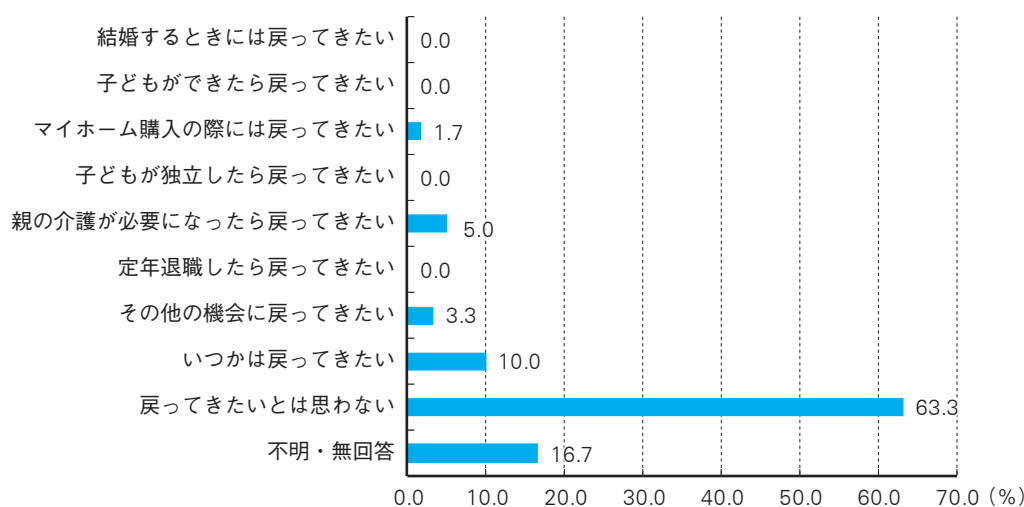


2 Uターン意向

6割を超える方がUターンの意向がないと考えています。

1の定住意向において、「いずれは市外に引越したい」及び「すぐにでも引越したい」と考えている方のうち、63.3%の方はUターンの意向はないと考えています。

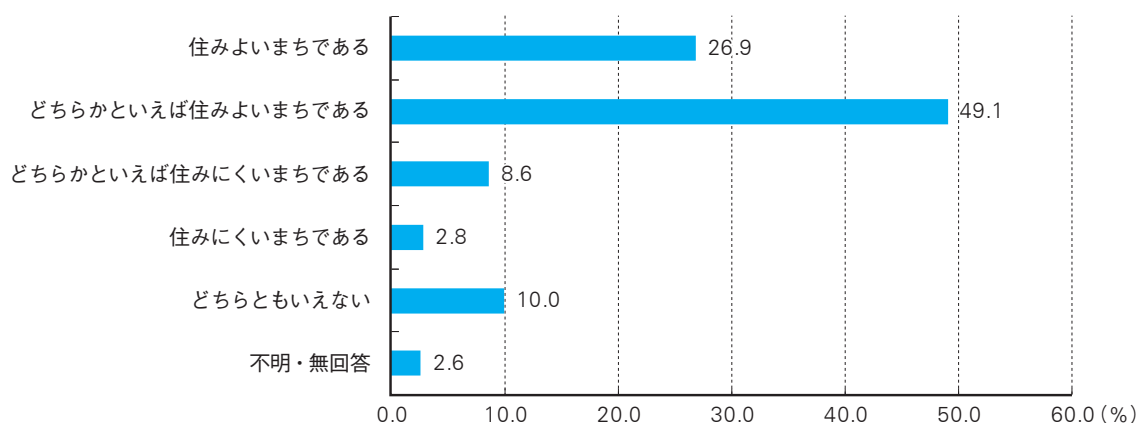
このことから、Uターン施策等に取り組むだけでなく、地元就職や地元就学といった定住の必然性をつくり、一貫した定住を促進していく必要があります。



3 住みよさへの評価

8割近い方が本市を住みよいまちだと考えています。

「住みよいまちである」が26.9%、「どちらかといえば住みよいまちである」が49.1%となっており、あわせて8割近い方が本市を住みよいまちであると考えています。



①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

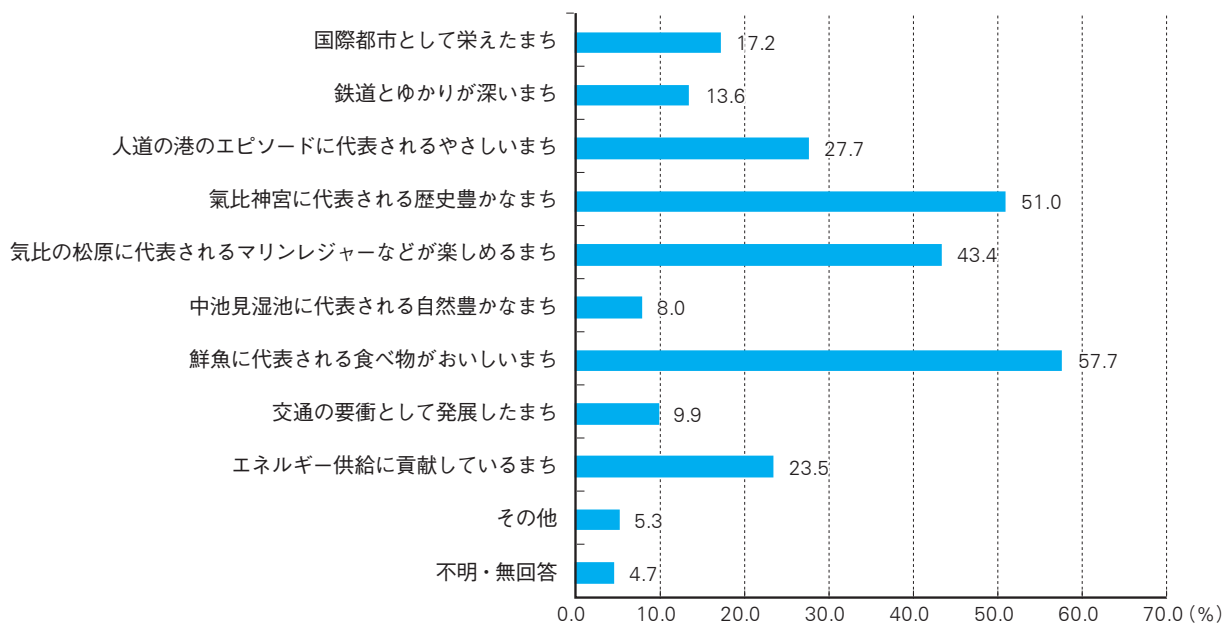
基本構想

VI

資料

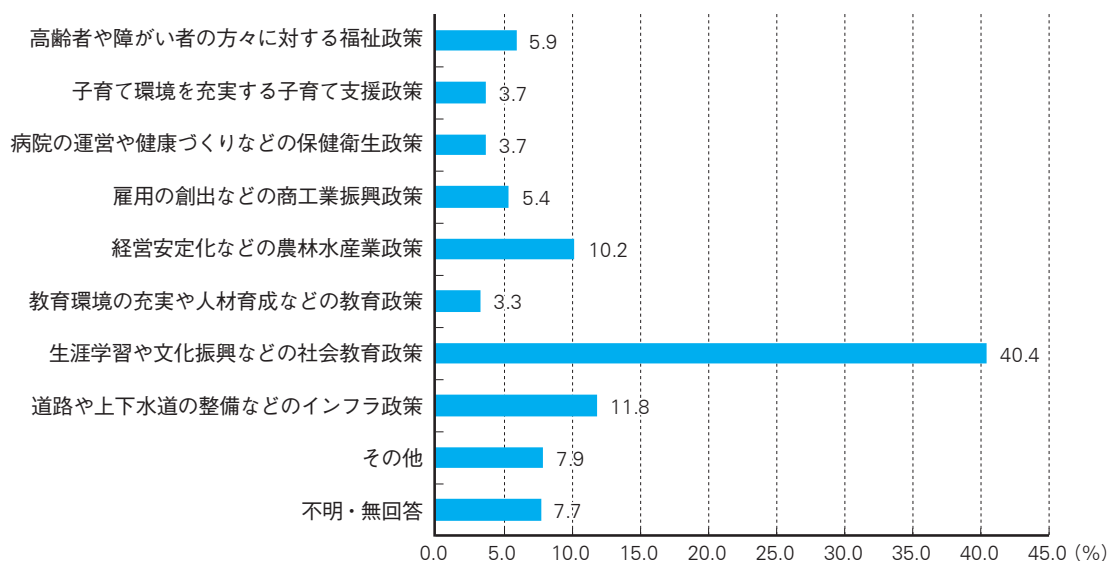
4 イメージ

本市のイメージについて、「鮮魚に代表される食べ物がおいしいまち」が57.7%、次いで「氣比神宮に代表される歴史豊かなまち」が51.0%となっています。



5 行財政改革等

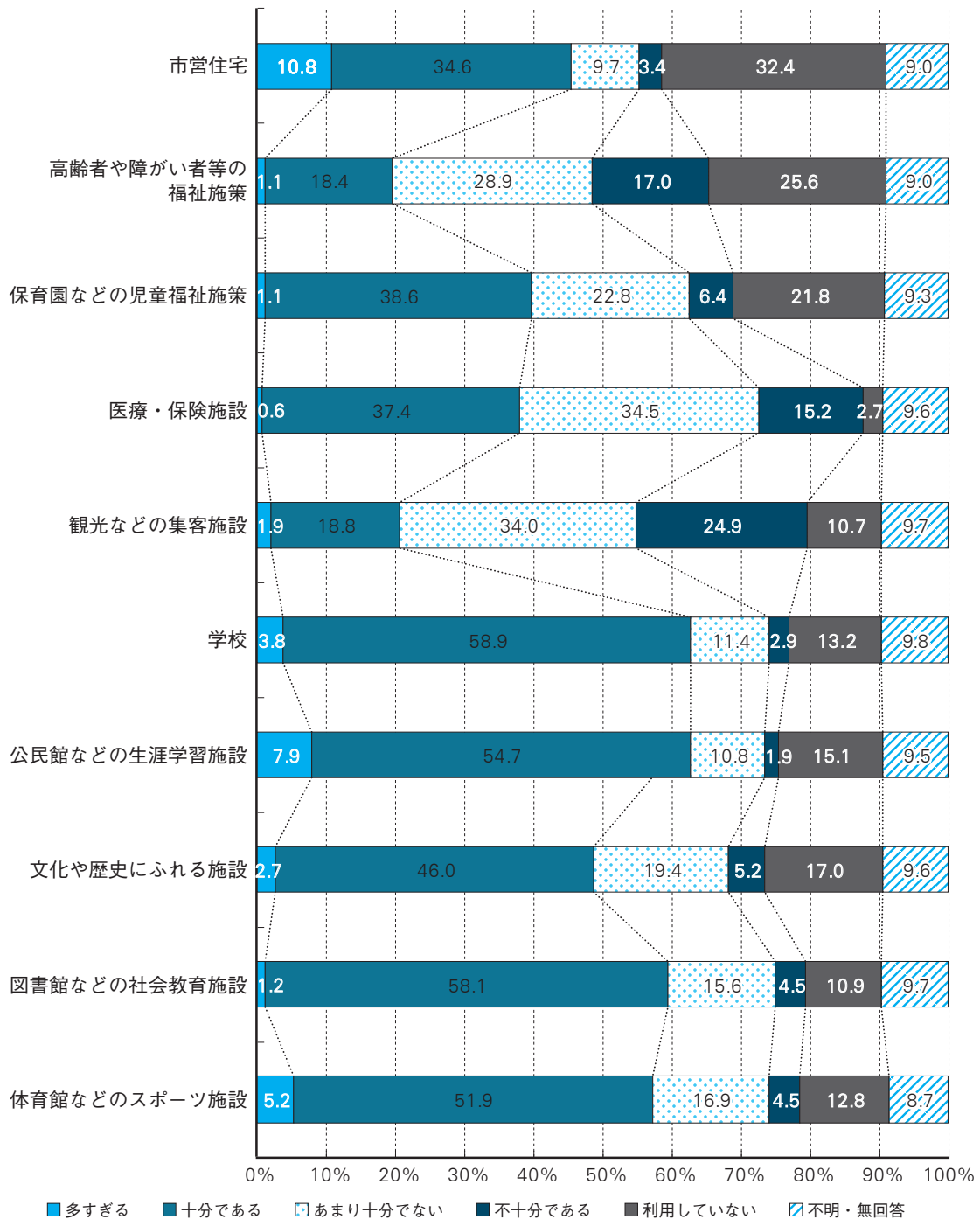
行財政改革等として、縮小してもやむを得ないと考える政策分野について、「生涯学習や文化振興などの社会教育政策」が40.4%、次いで「道路や上下水道の整備などのインフラ政策」が11.8%となっています。



6 公共施設等

公共施設等の需要について、「高齢者や障がい者等の福祉施設」、「観光などの集客施設」を除く全て公共施設等において「十分である」が最も高くなっています。

一方、これらの施設は、「あまり十分でない」、「不十分である」の割合が最も高くなっています。



① ぬくもりに満ちたまちづくり

② 豊かさに満ちたまちづくり

③ 安心安全なまちづくり

④ 活力にあふれるまちづくり

⑤ 心豊かな人を育てるまちづくり

⑥ 市民とともに進めるまちづくり

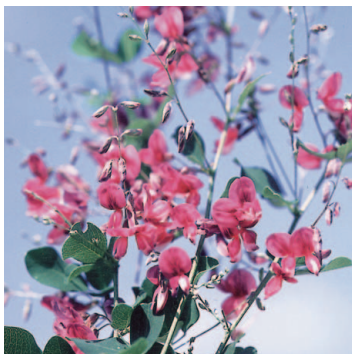
V 基本構想

VI 資料



市章

周囲の円形は、敦賀港を表して地勢を物語り、中央の角は「都怒我阿羅斯等」来朝に因んで、その沿革を象徴しています。角の上部は、敦賀港最初の文明施設としての灯台を具現し、港湾都市としての将来への発展を意味しています。



ふるさと敦賀の花「はぎ」



ふるさと敦賀の木「まつ」



ふるさと敦賀の鳥「ゆりかもめ」

表紙写真提供：国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所



この冊子は、環境に配慮し、
植物油インキを使用して印刷しています。

